

7 文科高第 1 9 5 3 号  
令和 8 年 3 月 13 日

各 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長  
合 田 哲 雄

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を  
改正する告示の公布について（通知）

この度、別添のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和 8 年文部科学省告示第 49 号）が、令和 8 年 3 月 13 日に公布され、同日から施行されました。

今回の改正の概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、認可申請に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

## 記

### 第 1 改正の概要

#### （1）大学等を設置する場合の審査基準の厳格化

「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和 7 年 2 月 21 日中央教育審議会）において、時代の変化を踏まえた教育環境の充実の観点や新陳代謝を促す観点から、大学設置基準等の各種設置基準や設置認可審査の見直し等が求められていることや、新たな大学・学部等の設置については、新たな学問分野への転換など新陳代謝も必要である一方で、大学進学者数の大幅な減少が見込まれるという高等教育全体を取り巻く変化に的確に対応する必要があることから、厳格な設置認可審査への転換等の提言がなされたこと等を踏まえ、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）において定めている収容定員充足率に係る規定に関して、所要の改正を行うこと。

①収容定員充足率を算出する基準日について（第1条第1項第3号関係）

第1条第1項第3号及び第4号に定める収容定員充足率の確認のタイミングについて、申請時点ではなく、認可を行う直近の収容定員充足率に基づき確認することで厳格に審査を行うため、「当該認可の申請に係る大学等の開設年度の前年度の5月1日現在」に改めること。

ただし、「当該認可の申請に係る大学等を開設する年度の前年度の5月1日」よりも前に認可する場合は、「当該認可の申請に係る大学等を開設する年度の前々年度の5月1日」として取り扱うこと。

②収容定員充足率に関する基準について（第1条第1項第4号関係）

審査の基準として、認可の申請に係る大学等に置く学部等の収容定員充足率が「0.5倍を上回ること」とする基準を定めているが、基準を引き上げ、「0.7倍を上回ること」に改めること。

一方で、申請者におけるスクラップ・アンド・ビルドや再編・統合の判断に資するよう、認可の申請（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項第12号及び第13号に係るものを除く。）において、

ア 収容定員充足率が0.7倍以下の全ての学部等を廃止する具体的な計画があること、  
イ 大学の収容定員の総数は増加しないこと、  
が確認できる場合においては、引き上げ後の基準の適用対象外とすること。

③収容定員充足率の算出方法について（第1条第3項関係）

収容定員を変更した後に修業年限に相当する年数を経過していない既設の学部等については、修業年限における年次別に区分した入学定員に対する学生の数の割合で算出することとしているが、収容定員に係る学則変更の届出により既に学生の受入れを行っている学年（過年度受入分）の定員を変更することが考えられることから、「収容定員を増加した後」に改めること。

④学部等の設置者の変更後の認可に係る特例について（第1条第6項関係）

設置者の変更により、未充足基準を満たせない学部等（以下「未充足学部等」という。）を引き受けた場合において、当該設置者の変更の認可後、当該未充足学部等の修業年限に相当する期間は、当該設置者の変更以前から設置している既設の学部等のみ未充足基準を適用する旨の特例規定を設けること。

(2) 「国際競争力けん引学部等」の認定学部等の対象の変更（第1条第4項関係）

「国際競争力けん引学部等」の認定制度において、認定の申請の日において認定を受けようとする学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に1を加えた年数）を経過していないもの（以下「収容定員の変更を行った学部等」という。）は、本制度の対象外としていたが、令和8年度申請募集（4月開始予定、ただし変更の可能性あり。）から、収容定員の変更を行った学部等については、対象に含めることとすること。

## 第2 施行期日及び経過措置

この告示は、公布の日から施行すること。

### (1) 認可の申請に係る審査に関する経過措置

- ① この告示の施行の際現にされている大学の設置等の認可の申請又は令和9年度若しくは令和10年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査についてのこの告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（以下「新基準」という。）第1条第1項第3号及び第4号並びに同条第3項の規定の適用については、なお従前の例によること。
  
- ② 新基準第1条第6項の規定は、令和9年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しないこと。

#### 【本件担当】

(改正告示及び審査基準の厳格化に関すること)  
高等教育局高等教育企画課大学設置・評価室  
電話：03-5253-4111（内線 2486）

(国際競争力けん引学部等認定制度に関すること)  
高等教育局参事官（国際担当）付企画係  
電話：03-5253-4111（内線 2060）

○文部科学省告示第四十九号

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣 松本 洋平

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成十五年文部科学省告示第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一条 「略」

一・二 「略」

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）次号において「令」という。）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第八十二条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更であつて、当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請に係る大学等を開設する年度（以下この号において「開設年度」という。）の前年度の五月一日（当該認可の日が開設年度の前年度の五月一日より前の場合は、開設年度の前々年度の五月一日）現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下

改正前

第一条 「同上」

一・二 「同上」

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請（学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十三条の二第一項第四号及び第六号に規定する文部科学大臣の定める分野に係る私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は法第八十二条第二項の大学の学科の収容定員に係る学則の変更であつて、当該分野ごとの収容定員の総数の増加を伴わないものを除く。次号において同じ。）に係る大学に置く学部（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科。以下この条において同じ。）（大学設置基準第四十一条に規定する学部等連係課程実施基本組織を除く。以下この条において同じ。）又は短期大学に置く学科（学科の専攻課程ごとに修業年限が異なる場合は専攻課程。以下この条において同じ。）（短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科を除く。以下この条において同じ。）若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が百人以上三百人未満のものにあ

この条において同じ。)が、一・一五倍(開設年度の前年度において、収容定員(通信教育に係るものを除く。)が四千人以上の大学の学部であつて、入学定員が三百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍。)未満であること。

四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科(以下「申請に係る大学等に置く学部等」という。)の収容定員充足率が、〇・七倍を上回ること。ただし、法第四条第一項の認可の申請(令第二十三条第一項第十二号に係るもの及び同項第十三号に係るものを除く。)において、次に掲げる要件の全てに該当する場合は、この限りでない。

ア 当該申請に係る大学等に置く学部等で収容定員充足率が〇・七倍以下のものを全て廃止する計画を有していること。

イ 当該認可の申請に係る大学等の収容定員の総数が増加しないこと。

五・六 「略」

2 「略」

3 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であつて当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を増加した後修業年限に相当する年数(編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数)を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、

つては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍)未満であること。

四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、〇・五倍を上回ること。

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

五・六 「同上」

2 「同上」

3 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等であつて当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数(編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数)を経過していないものに対する第一項第三号及び第四号の規定の適用については、

同項第三号中「収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数」とする。

4 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないものを除く。）であつて当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。

5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち設置後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇

同項第三号中「収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数」とあるのは「修業年限における年次別に区分した入学定員（大学が編入学定員を設けている場合における編入学定員を設けている年次以上の年次にあつては、入学定員と編入学定員の合計数）に相当する数の合計の数」とする。

4 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に一年を加えた年数）を経過していないものを除く。）であつて当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第一項第三号の規定の適用については、同号中「一・一五倍」とあるのは「一・二〇倍」と、「一・一〇倍」とあるのは「一・一五倍」と、「一・〇五倍」とあるのは「一・一〇倍」とする。

5 外国に学部又は学科を設ける大学及び外国に学科を設ける短期大学に対する第一項第三号の規定の適用については、収容定員充足率に当該大学が外国に設ける学部（学部のうち一部の学科のみを外国に設ける場合には当該一部の学科）又は当該短期大学が外国に設ける学科（以下この条において「外国に設ける学部等」という。）のうち設置後修業年限に相当する年数が経過していないものに係る収容定員充足率を含まないものとし、同号中「一・〇五倍」とあるのは、「一・〇

五倍、第七項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあっては一・三〇倍」とする。

6 法第四条第一項に規定する設置者の変更（以下この項において「設置者変更」という。）の認可により、新たに学部等を設置した大学等が同項の認可の申請を行う場合においては、設置者変更の認可後から当該認可により設置した学部等の修業年限に相当する期間に限り、第一項第四号の規定は、当該認可前に既に置かれている学部等に限り適用する。

7・8 「略」

第四条 第一条第八項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第八項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

五倍、第六項に規定する外国に設ける学部等であつて、設置後修業年限に相当する年数が経過したものにあっては一・三〇倍」とする。

「項を加える。」

6・7 「同上」

第四条 第一条第七項の規定により同条第一項第五号の規定が適用されない場合における臨床薬学に関する学科の設置等の認可の申請の審査については、当該大学が行おうとする地域における薬剤師の確保のための教育内容及び薬剤師が不足すると見込まれる地域の医療機関又は薬局に将来勤務しようとする当該大学の臨床薬学に関する学科の学生に対する修学資金の貸与その他の支援（第一条第七項の文部科学大臣が別に定める基準に該当する区域の都道府県が行うもの又は当該都道府県の知事が認めたものに限る。）の内容（臨床薬学に関する学科の収容定員増に係る学則の変更にあつては、医療介護総合確保法第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する計画に当該大学の臨床薬学に関する学科の入学定員等の増加として記載された人数の支援に必要な内容を含むものとする。）に照らして行うものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にされている大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の認可の申請又は令和九年度若しくは令和十年に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査についてのこの告示による改正後の大学、短期大学及び高等専門学校（高等専門学校）の設置等に係る認可の基準（次項において「新基準」という。）第一条第一項第三号及び第四号並びに同条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 新基準第一条第六項の規定は、令和九年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、適用しない。

（大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準の一部改正）

第三条 大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準第一条第六項の文部科学大臣が定める基準（令和五年文部科学省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準第一条第八項の文部科学大臣が定める基準